

注意! 補助対象になる空家と跡地とは?

おおむね1年以上にわたり、居住その他の利用実態（店舗や賃貸、別荘としての利用など）がない建築物等を「空家」といいます。ただし、申請時点で既に市場に出ている（＝不動産業者と売買・媒介契約を締結している）ものや、共同住宅の空き室は対象となりません。

*所有者や近隣の方が「ここは空家だ」と認識しているかどうかは関係なく、客観的な状況で判断します。

◎補助対象に **なる** 建物の例

- ・所有者の死後、家財がそのままになっている住居
- ・長年使っていない別荘
- ・住居は使っていないが、庭を家庭菜園にしている
- ・住居は使っていないが、農機具を倉庫に置いている
- ・年に何度か、掃除や庭の除草のため宿泊している

◎補助対象に **ならない** 建物の例

- ・賃貸物件だが、この1年ほど借り手が見つからない
- ・年に1度、親戚が集まって過ごしている
- ・不動産業者と仲介契約を結んだが買い手が見つからない
- ・同じ敷地内の別棟に居住者がいる
- ・母屋を商材や事業用資材の保管場所として使っている

◎補助対象に **なる** 空家跡地

- ・ **重点支援空家**除去後の跡地

※**重点支援空家**…劣化が著しく倒壊のおそれがあるもの
特定空家等に認定または不良住宅の要件を満たしている
(詳しくはお問合せください)

地域活性化促進事業補助

所有または所有者と10年以上の貸借契約をしている空家や空家跡地をこれから改修整備し、10年以上地域活性化・交流の場として使用する場合に、物件の改修または跡地の整備費用を補助します。

注意! 必ず着手前に補助金の申請をしてください。

(先に改修や整備工事の契約や施工をしてしまうと、補助金はもらえません。)

○申請する場合は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

【活用例】ゲストハウス、宿泊施設、
コワーキングスペース、創作活動拠点、
観光交流拠点、地域交流施設、ポケット
パーク、避難場所、地域駐車場等
※特定の人や企業等が独占使用しないもの

対象者

- 所有者または所有者と10年以上の貸借契約（R5.4.1以降に契約）を締結した者
(法人または任意団体の代表者なども可)
- 市税および国民健康保険税に滞納がないこと
- 活用事例として、ホームページまたは広報紙等での紹介について同意いただくこと

対象物件・事業

- 物件が安曇野市内にある「空家」か「重点支援空家の跡地：除去後2年以内」であること
補助申請日から2年以内に物件を購入又は賃借している場合は、契約直前に空家であること
- 事業の説明を地区またはその区長に対して行っていること
(安曇野市の適正な土地利用に関する条例に定められた説明会を開催した場合も可)
- 都市計画法上の許可および安曇野市の適正な土地利用に関する条例上の承認および **注意!**
その他関係法令の許認可を得た事業であること
- 工事後、翌年度末までに使用を開始し、地域活性化のため10年以上活用すること
- 空家の場合：戸建て物件であること（共同住宅の空き室や長屋の空き住戸でないこと）
- 共有の場合：共有者の同意を得ていること
- 過去にこの補助金の交付を受けた物件でないこと

その他

- 申請年度の2月末日までに実績報告ができること
- 補助対象経費について、他の補助金と併用しないこと（施工箇所が完全に分離できれば併用可）
- 補助金の交付を受けた翌年度までに改修した空き家や除却跡地を地域に開放すること

○補助の対象となる経費

- ・当該物件の建物本体に係る改修請負工事費用
- ・改修に係る既設部分の取外し費用、運搬費用、処分費用（家電リサイクル料金を除く）
- ・土地整備または付帯設備の費用（跡地活用の場合）

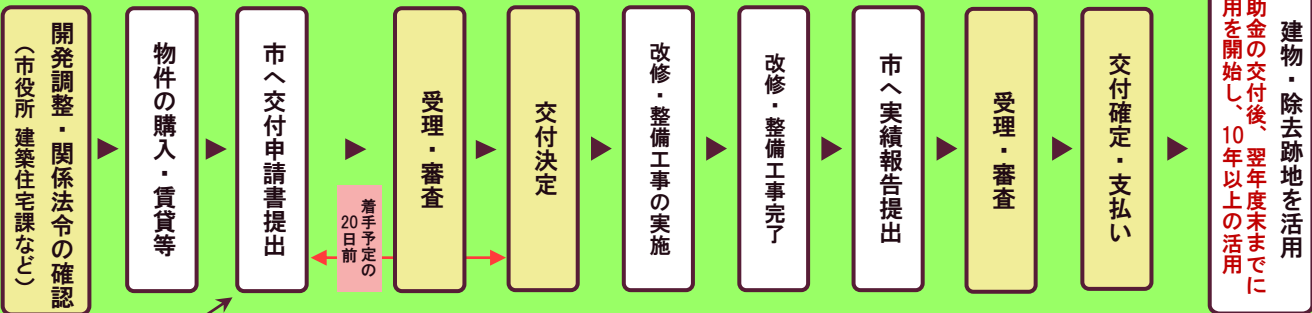
※建物本体でないもの、建物本体に固定されない設備、備品は対象外です

対象経費の2/3

上限 **240**万円を補助

国の空き家対策総合支援事業の対象となるため、
交付申請の受付は6月下旬以降（予定）となります

◎補助金の申請から交付まで



建物・除去跡地を活用
補助金の交付後、翌年度末までに
使用を開始し、10年以上の活用

◎交付申請時の添付書類

- 補助事業の内容によって添付書類が異なりますので、下記表でご確認をお願いいたします。
- 必ず着事前に補助金の申請をしてください。**（補助金の交付決定前に改修や整備工事の契約・施工をしてしまうと、補助金はもらえません。）

各種書式は
こちらから
ダウンロード
できます



No.	添付書類名	備考	① 空家	② 跡地
1	安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)	・安曇野市役所移住定住推進課(3階1番窓口)で配布します。 ・市HPからもダウンロード可能です。 ・補助対象経費は税込金額をご記入ください。	○	○
2	安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業に係る誓約書兼同意書(様式第2号)	・安曇野市役所移住定住推進課(3階1番窓口)で配布します。 ・市HPからもダウンロード可能です。	○	○
3	補助対象経費の内訳がわかる見積書の写し	※家電リサイクル料金は対象外です。補助対象経費から除外してください。 ※宛名は、交付申請書の申請者名と一致させてください。 ※有効期限切れや、内訳の計算ミスにご注意ください。	○	○
4	都市計画法上の許可及び安曇野市の適正な土地利用に関する条例上の手続又は承認が確認できる書類の写し		○	○
5	対象建物または除去跡地の位置図	・Google Mapや、住宅地図のコピーなどをご提出ください。	○	○
6	事業実施前に撮影した、事業実施箇所の状況がわかる写真と各方位からの全景写真(建物外観・除去跡地全景)	・施工予定箇所を各1枚ずつ程度撮影したものをご提出ください。実績報告時にビフォーアフターで見比べられるとなお良いです。 ・建物外観、除去跡地の全景は各方位から撮影したものを1枚ずつ程度提出ください。 ・現像した写真、デジタル画像を印刷したもの、どちらでも構いません。	○	○
7	土地及び建物の登記事項証明書(全部事項証明書)の写し ※建物未登記の場合は、所有証明書(共有者がいる場合は、共有内訳書を含む。) ※除去跡地の場合は建物(重点支援空家)の閉鎖事項証明書	※登記全部事項証明書が必要です。登記完了書では受理できません。 ・登記全部事項証明書は、法務局でだれでも取得できます。 ・安曇野市の場合は、松本法務局【長野県松本市沢村2丁目12-46】が最寄りです。なお、松本に限らず全国どの法務局でも同じ書類を取得できます。 ・法務局窓口で取得する場合は、1通600円かかります。 ※原則3か月以内で取得したものを提出してください。	○	○
8	対象空家等の各階改修計画平面図		○	
9	対象除去跡地の土地整備計画配置図			○
10	◎申請者が法人又は団体の場合 申請者の履歴事項全部証明書及び定款、規約又は会則	・法人の履歴事項全部証明書は、法務局で取得できます。 ・安曇野市の場合は、松本法務局【長野県松本市沢村2丁目12-46】が最寄りです。なお、松本に限らず全国どの法務局でも同じ書類を取得できます。 ・法務局窓口で取得する場合は、1通600円かかります。	該当する場合	該当する場合
11	◎登記名義人と現在の所有者が異なる場合 戸籍謄本の写し、除籍謄本の写し、遺産分割協議書の写し、親族図等により空家等又は除去跡地の登記名義人と現在の所有者及び他の共有者との間の関係が分かる書類	・申請者との関係性が分かるいずれかの書類をご提出ください。 ・親族図は手書きでも構いません。	該当する場合	該当する場合
12	◎所有者から貸借している場合 対象空家等又は除去跡地に係る貸借契約書の写し	※定期賃貸借契約が対象です。 普通賃貸借契約の場合は対象になりません。	該当する場合	該当する場合
13	◎申請者以外に所有者が存在する場合(共有名義・貸借等) 安曇野市空家及び空家跡地活用による地域活性化促進事業に係る関係者同意書(様式第3号)	・安曇野市役所移住定住推進課(3階1番窓口)で配布します。 ・市HPからもダウンロード可能です。	該当する場合	該当する場合

お問い合わせ

安曇野市役所 移住定住推進課 空家活用係 〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000
電話：0263-71-2011（直通） / メール：akiya@city.azumino.nagano.jp

◎実績報告時の添付書類 ※必ず申請年度の2月末日までにご提出ください

- 改修・整備工事請負契約書等の写し
- 改修・整備工事の請求書の写し及び領収書の写し
- 改修後の各階平面図(空家)、整備後の土地整備配置図(除去跡地)
- 事業実施後に撮影した、事業実施箇所の状況がわかる写真
- その他市長が特に必要と認める書類

注意!

◎申請する事業について
発行行為・関係法令の手続きが必要です。
安曇野市役所 建築住宅課 開発調整係
などにて相談をお願いします。
※事業に係る全ての関係法令承認後に補助金の申請が可能となります。